

# 「登記申請」までの流れ

登記申請をする方法には、「本人申請」と「代理申請」とがあります。  
 本人申請は、下記の図のとおり、お客様自身が必要書類を集め、登記申請書等を作成する方法です。手続方法等について登記相談を受ける場合は、**あらかじめ必要書類等をご用意の上**、不動産登記については、新潟地方法務局不動産登記部門(本局)又は最寄りの法務局へ、商業法人登記については、新潟地方法務局法人登記部門へお問い合わせ願います。  
 なお、登記の種類・内容等によっては、専門的知識や、多くの時間と労力を要する場合もあることをご理解いただき、ご自身で申請するか、代理人(資格者)に依頼するかを決めていただきますようお願いいたします。

## 登記申請をする方法

### 自身が手続をする(本人申請)

#### 電話によるお問い合わせ

担当者は法務局職員です。  
 不動産登記については、不動産を管轄する法務局もしくは支局に相談予約をしてください。  
 また、商業法人登記については、新潟地方法務局法人登記部門にお願いします。

#### 必要書類の用意・登記申請書の作成

ご自身で必要書類を用意し、登記申請書を作成していただく必要があります。

#### ホームページのご利用のお勧め

(不動産)<http://www.moj.go.jp/MINJI/MINJI79/minji79.html>  
 (法人)<http://www.moj.go.jp/MINJI/houjintouki.html>  
 電話によるお問い合わせの際に御案内させていただいた法務省ホームページには、一般的な登記の申請書の書き方や必要書類の解説が掲載されています。  
 登記申請書をダウンロードして作成することもできますので、初めて登記申請をされる方はこちらをご利用することをお勧めします。

### 資格者に依頼をする(代理申請)

司法書士・土地家屋調査士に依頼すれば、申請される方が申請書を作成したり、法務局に来庁していただく必要はありません。  
 なお、登記手続費用のほかに、申請代理人となる資格者への報酬が必要になりますので、事前に費用の概算を確認されることをお勧めします。

### 必要書類や申請書の書き方が不明の方！

#### 登記相談

法務局で行っています

担当者は登記相談員又は法務局職員です。  
 登記相談を希望される方は、お手数ですが、不動産登記については、不動産を管轄する法務局又は支局、商業法人登記については、本局法人登記部門に一度電話によるお問い合わせをお願いします。電話によるお問い合わせで解決する場合があります。  
 その上で、準備された書類等をお持ちいただき、来庁の上必要書類や登記申請書の書き方の不明な点について説明を受けてください。

### 申請書、必要書類の準備が整った方！

#### 法務局の受付窓口へ申請書提出

登記の完了までに日数がかかりますので、登記完了予定日を確認してください。  
 書留郵便で郵送することもできます。

#### オンライン申請

マイカードを利用した公的個人認証サービスによる電子証明書を取得してオンライン申請をすることも可能です。  
<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/toukinet/top.html>

#### 補正

(書類の不備を直すこと)

申請書の訂正や添付書類に不足があった場合等は、法務局から電話連絡をしますので、担当者の指示に従い、必要な補正をしていただくこととなります。

### 登記完了

(不動産登記)  
 登記の完了予定日が過ぎたら、法務局の受付窓口で登記完了証等の書類を受け取りにおいでください。その際には、「申請書に押した印鑑」「本人確認のための身分証明書(運転免許証等)」を持参願います。  
 なお、書留用の返信用封筒(識別情報の場合は、本人限定受取郵便)をご用意いただければ郵送することもできます。  
 (商業法人登記)  
 申請人の方にお渡しする登記完了証等はありません。

お疲れ様でしたm(\_ \_)m